

平成27年度 千葉県市川健康福祉センター運営協議会 議事録

1 日時

平成28年1月14日（木）13時30分～14時40分

2 場所

千葉県市川健康福祉センター 3階 講堂

3 出席者

【委員】大久保 博 赤間 正明 坂下 しげき 守屋 貴子
鈴木 衛 プリティ長嶋 内田 悦嗣 矢崎 堅太郎
小林 澄子 長谷川 勝 田中 靖祥 藤谷 茂樹
渡部 洋子 宇田川 正美 大西 純子 大塚久美子
(以上16名・敬称略)

青柳 信嘉（上村直実委員代理）

【職員】センター長 佐久間 文明
副センター長 高橋 勝一 萩野 良雄
地域保健課長 古川 恭子
地域福祉課長 加藤 美也子
疾病対策課長 野中 麗子
生活衛生課長 関根 勇司

4 会議の概要

(1) 開会

高橋副センター長の司会で、13時30分に開会を宣言した。

(2) センター長あいさつ

平成27年度 市川健康福祉センター運営協議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、当センター並びに県の健康福祉行政につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

本協議会は、市川健康福祉センターが行っております保健と福祉の業務、またセンターの運営に関する事項について、関係する地域の皆様に御説明し、併せて御意見を頂戴する場として開催するものでございます。

当センター管内の市川市・浦安市は、商工業や観光業がさかんであり、また人口の流入も多く、県内でも特に活力のある地域であります。その一方で、保健、医療、福祉に対する住民の皆さんの関心は高く、行政に対するニーズも多様化しているとともに、少子高齢化の進展に伴うさまざまな課題に直面していることは、この地域も例外ではありません。

私どもとしては、市川・浦安両市の行政、地域の医療と福祉の関係機関と連携して、これらの課題に取り組み、住民の皆様が健康で心豊かに暮らしていけるよう、努めてまいりたいと考えております。

本日は、委員の皆様から御意見、御助言をいただき、今後の事業の推進につなげていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

(3) 委員及び幹部職員の紹介

配布した名簿順に、司会者が出席委員を紹介した。

次に、副センター長及び各課長を紹介した。

(4) 報告

委員の出席者は16名であり、千葉県行政組織条例第32条第2項に定める半数以上の出席があるので、会議が成立していることを司会者が報告した。

さらに、千葉県情報公開条例により、審議会等は原則として公開することとされており、本日の協議会についても開催及び傍聴の手続きについてホームページで周知したが、傍聴の希望者はいなかったこと、また、会議の議事録は、後日当センターのホームページに掲載することを報告した。

(5) 会長及び副会長の紹介

会長に大久保委員、副会長に松崎委員と吉岡委員が紹介された。

(6) 会長あいさつ

こんにちは。

お忙しい中、多数の委員の皆様にご出席いただきまして、ありがとうございます。今年には暖冬の影響で、インフルエンザもあまり流行していないようで、大変結構なことです。

市のインフルエンザの予防接種を受ける方も例年より非常に少なく、予算を2月議会で減額補正することになりました。

今日、各社の新聞に市川市の記事が取り上げられていました。

記事の内容は、二つの要望についてです。

市川市内には、県施設が二つあります。ひとつは国府台に赤レンガの建造物があり、これをなんとか保存してほしいという要望。もうひとつは、行徳の野鳥観察舎の存続のお願いをさせていただくことになりました。

委員の皆様におかれましても、これらの存続に向けて、どうぞ後押しをお願いしたいと思います。

それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行になにとぞ御協力を、お願いいたします。

(7) 議事

千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、会長が議長となることとなっているため、大久保委員が議長となった。

(8) 事務局からの説明

資料「平成26年度事業年報」「平成27年度主要事業の進捗状況について」に基づき、佐久間センター長が説明を行った。

(9) 質疑応答

別紙「質問及び回答要旨」のとおり。

(10) 閉会

質疑応答終了に伴い、司会者が14時40分に閉会を宣言した。

質問及び回答要旨

(佐久間センター長)

事前に、赤間委員と岡田委員のお二人から御質問いただきました。

まず、赤間委員の御質問ですが、一つ目は難病対策についての御質問でございます。

難病対策につきましては、法律が施行された関係から、対象疾患が大幅に増えたということがございます。これについて、一点目は難病患者支援に関する基本方針、実施要綱、マニュアル等の整備がなされているか。二点目は、ノウハウを高めるため研修会の開催、今後どうしていくのか。三点目は、支援向上のための担当者の会議や事例検討等の開催の状況についてのご質問です。

赤間委員からの二つ目の御質問は、DV関係になります。

法律が一部改定になりまして、生活の本拠をともにする交際関係にある相手からの暴力もDVとみなされるようになったこと、また、まだまだ相談できずにいる被害者が多いのではないかとということ、また、相談者のお子さんも精神的な被害者ではないか、こういった状況を背景にいたしましての御質問でございます。

一点目は当管内におけるDV相談件数が減少傾向にあるのはなぜか、その要因をどのように分析しているのか。二点目は若い人の相談を受けやすい体制づくりが必要だと思うがどうか、また、DV被害者の同伴児童への対応についての御質問です。

岡田委員の御質問ですが、一つ目は児童・ひとり親家庭等福祉事業について。特にこどもの貧困対策法ができ、今後の方向性、考え方について。また、母子父子寡婦福祉資金の償還についての御質問がありました。

二つ目は、配偶者暴力相談事業について、相談の内容、対応についての御質問です。

事前質問は以上ですので、それぞれ担当の課長から回答させていただきます。

(野中疾病課長)

1 難病対策事業についてです。

保健所における難病患者支援の主なものは、医療費の助成と在宅支援です。

医療費助成については、千葉県特定医療費支給認定実施要綱で、在宅支援は、千葉県難病相談事業実施要綱に基づき実施しています。

特に医療費の助成事務については、千葉県療養費還付マニュアルや市川保健所で作成した窓口受付チェックリストを用いて適正な処理に努めています。

難病相談事業として、年1回、医療・介護従事者を対象に研修会を開催しています。

参考として、平成25年度、26年度は災害発生直後の支援と平常時の準備についての研修会を開催し、今年度は、12月10日に神経難病患者の支援についての研修会を開催し、63名のケアマネージャー等にご出席をいただきました。

今後も難病患者が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、ケアマネージャーを中心とした地域の支援者を対象とした研修を継続する予定です。

難病相談事業（在宅療養支援計画策定・評価事業）により、ケアマネージャーや訪問看護師、ヘルパー等の支援を行う関係者と協力して個別支援計画の策定・評価を行っています。

参考として、平成25年度は5回、平成26年度は8回、平成27年度はこれまでに1回の会議を開催していますが、年度末までにあと3～4回程度の会議を行う予定です。

（加藤地域福祉課長）

2 DVについてです。

配偶者暴力相談支援事業の相談件数は、事業年報の56ページ下表のとおり、平成23年度482件、24年度404件、25年度397件、26年度405件、27年度は9月末までで178件と減少傾向にあります。

当センターの相談件数が減少したのは、市川市が平成23年10月に配偶者暴力相談支援センターを開設し、管内の相談体制が充実されたことが関係していると考えます。

まずは相談できる場があることを「知ってもらうこと」が一番必要と考え、相談業務の周知に努めています。

県の機関、各健康福祉センター、児童相談所、地域振興事務所、県立病院の女子トイレなど、他の人に気づかれない場所に「相談カード」を設置したり、当センターのホームページにも相談窓口を案内しています。

相談カードには365日24時間つながる、千葉県女性サポートセンターの電話番号をはじめ、県のDVの相談窓口の電話番号等が記載されています。

また、保健所実習に来た大学生に対し「DV・デートDV」の映像を視聴させ、身近にある問題として認識してもらえよう講義をしています。

児童と共に暮らすことを心の支えとする相談者が多いことから、相談者が児童同伴で来所した時は、母子・父子自立支援員が同席する体制を組んでいます。

また、体や心の健康について気になることがあった場合には、保健師や精神保健福祉相談員が協力する体制となっており、児童に対しての心配事を適切な支援機関へつなぎ、不安の解消に努めています。

3 児童・ひとり親家庭等福祉事業です。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月17日に施行され、県では、平成27年12月「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

健康福祉センターとしては、この計画に基づいて、母子父子寡婦福祉資金事業により、子どもの修学支援や保護者の就労支援を進めてまいります。

母子・父子・寡婦福祉資金の滞納率は、平成26年度の金額ベースで、57.9%、また平成27年12月末現在で、滞納者62人、違約金の最高額は約52万円、福祉資金貸付件数は、平成22年度の高等学校等就学支援制度開始後の貸付件数は減少傾向にあります。

平成24年度は47件、2635万2千円、25年度は40件、2023万8千円、26年度は、33件、1770万6千円、27年度は9月末までの半期で、19件、583万2千円でした。

相談件数184件は、主として母子父子寡婦福祉資金の、返済に関する相談などでした。

4 配偶者暴力相談支援事業です。

相談内容としては、大きな声でどなるなどの精神的暴力が一番多く、続いて、生活費を渡さないなどの経済的暴力や、殴る蹴るなどの身体的暴力があります。

対応としては、相談者の安全を確保し、適切な支援機関を案内するなどして、相談者自らが問題を解決するための力をつけられるよう、相談者に寄り添いながら一緒に解決策を考える支援を行っています。

(赤間委員)

DV対策に関して、特に若い人の相談を受けやすい体制づくりということで、質問させていただきました。

センターとしては、このような体制でよろしいか。今後、何らかの取組を考えていらっしゃるのか、現状のままで特に問題はないということなのでしょうかとということ。気付かれない所に相談カードを設置することや、実習にきた大学生に対して講義実習するということですが、センターに実習に来た大学生はどのくらいいるのでしょうか。

(佐久間センター長)

実習の大学生は、平成26年度は40名でした。引き続き、DV問題について認識していただく、また実習にくる学生は、保健医療関係の学生でありますので、こういったことに関する関心や自覚というものが高いと思っています。

こういった学生にコアになってもらい、更に関心を広げてもらいたいという意味合いもありまして、お話をしているところでございます。

(内田委員)

質問というより、いくつかお願いしたいことがあります。

母子父子寡婦福祉資金貸付の件は、県の監査でも取り上げられ、県議会の決算審査委員会でも問題になっております。その回収がその後の原資になっていくと思いますので、きちんとやっていただきたい、という要望が一点。

もうひとつは、赤間委員から御質問のありました、難病対策の対象が拡大したことです。

実際問題として、対象が拡大されるというニュースがあって、県民が相談に行ったら、まだわからないと回答されたということがあったと聞いています。法律は既にできているのに。

今まで対象になっていなかった方が新たに対象になっておりますので、周知をもっと積極的にしていただきたい。市川健康福祉センターだけのことではないが。

例えば、ポスターを作成して、難病対策が拡大しましたとお知らせするとか、もっと積極的に周知してほしいということを要望します。